

労働委員会規則の一部を改正する規則（案）に関する御意見募集について

令和 2 年 12 月 3 日
中央労働委員会事務局

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく緊急事態宣言がなされた場合等に、総会や公益委員会議等を、いわゆるウェブ会議により開催することができるようにするなど、労働委員会規則（昭和 24 年中央労働委員会規則第 1 号）について、所要の改正を行うことを予定しています。

つきましては、別添の改正概要に関して下記のとおり御意見を募集いたしますので、御意見がある場合には、下記により御提出ください。

記

1. 御意見募集期間

令和 2 年 12 月 3 日（木）から令和 3 年 1 月 4 日（月）まで
（郵送の場合同日必着）

2. 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3. 御意見の提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名に「労働委員会規則の一部を改正する規則（案）」と明記して御提出ください。電話による御意見は受け付けておりません。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

（2）郵送の場合

住所：〒105-0011 東京都港区芝公園 1 丁目 5 番 32 号
中央労働委員会事務局 総務課 宛

(3) F A X の場合

F A X 番号 : 03-5403-2110

中央労働委員会事務局 総務課 宛

4. 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名、住所及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人の場合は法人名、主たる事務所の所在地及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、それぞれ記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。また、提出していただいた御意見については、氏名（法人名）、住所（所在地）及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねます。